



2022年8月26日

各 位

会 社 名 テックファームホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 永守 秀章  
(コード番号：3625 東証グロース)  
問 合 せ 先 経営管理部長 松本 圭太  
(TEL. 03 - 5365 - 7885)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月26日開催の取締役会において、2022年9月28日開催予定の第31回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令で定めるところによりインターネット	(削 除)

<p><u>を利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>附則</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 第 31 回定時株主総会の決議による変更後の定款第 15 条 (電子提供措置等) の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則 (電子提供措置等に関する経過措置) は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022 年 9 月 28 日 (水曜日)
定款変更の効力発生予定日	2022 年 9 月 28 日 (水曜日)

以 上